

附 帯 決 議 (案)

第1号議案関係

- 1 現在の特別職秘書に係る制度は、市長の任命と指示によって運用されるものであり、地方公務員として法令を遵守し、公平・公正に職務を全うできる人材が確保される保証はなく、実際の職務執行においても、公務と公務外の区分が曖昧な中、本市の信頼を失墜させるようなゆゆしき事態が引き起こされかねない。

かかる状況から、これまで議会は、特別職秘書の人材確保や職務範囲等の問題を懸念し、三度附帯決議を議決したが、いまだ改善が見られない。

よって、本制度により、市政に混乱がもたらされることのないよう、現在の特別職秘書の任期を踏まえ、6月定例会を目途に、特別職の秘書の職の指定等に関する条例の改廃を検討すること。